

# 皆さまからの声

## お寄せいただきましたご意見等

平成29年7月6日

平成29年7月に浪速アイススケート場を利用しました。整氷車が故障しており、氷上の状態が悪く練習できる状態ではありませんでした。

監視員に確認すると、前日から整氷車が故障しているとのことで、事前に謝罪や説明もなく、返金等の対応も一切ありませんでした。

券売機やアイススケート場の入口に「本日、整氷車故障のため、氷上の状態が悪くなっております」等の掲示、受付及び場内アナウンスで状況説明等の案内をすべきです。

大阪市会で議決された議案では、指定管理者は株式会社明治スポーツプラザ1社となっています。

しかし、実際の浪速アイススケート場の運営会社は株式会社明治スポーツプラザではありません。

これは大阪市議会の議決事項に反しているのではないのでしょうか。

運営について、一括再委託及び孫請けは禁止されているはずですが。

## 浪速区役所や関係部署からの回答

平成29年7月20日

整氷車が故障しており、氷上の状態が悪く練習できる状態ではなかったとお申出について、指定管理者である株式会社明治スポーツプラザから、次のとおり回答がありました。

整氷車の故障に伴う氷上の状態について、アイススケート場入口、リンクサイド、貸靴コーナー付近の3ヶ所に掲示していましたが、券売機への掲示は行っていませんでした。また、ご来場の方への受付時や場内アナウンスによる氷上の状態のご案内も行っておらず、不十分な対応となっており、反省し、お詫び申し上げます。

今後は、氷上整備の精度を向上させますと共に、氷上の状態等お客様にご迷惑をおかけする状況が生じた際には、HPでのお知らせ、施設での掲示、受付時に口頭のご案内、場内アナウンスによるお知らせ、施設利用料金のご返金のご案内等を行ってまいります。

引き続き、お客様に安全かつ快適にご利用いただけますよう努めてまいります。なお、故障してしました整氷車は、修繕が完了しています。

次に、浪速アイススケート場の運営会社に関するお申出について、大阪市から次のとおり回答します。

浪速アイススケート場の管理運営につきましては、指定管理者であります株式会社明治スポーツプラザが行っています。

ただし、指定管理者が本市と結んでいます管理運営業務基本協定書の第7条第2項（「指定管理者は、当該業務の処理の一部を他に委任し、又は請け負わせる場合は、大阪市の指定する書面により承認を得なければならない。」）に基づき、施設の維持管理に伴う専門性を要する氷上整備等について、本市の承認を得て、株式会社明治スポーツプラザが他の事業者に再委託を行っています。

したがって、浪速アイススケート場での管理運営については適正に行われていることを確認しています。

# 皆さまからの声

## お寄せいただきましたご意見等

平成29年7月18日

毎回、浪速区役所のエレベーターの動きが気になります。

(例)

①号②号の連動が不安。①号が上がれば②号が下らない。

電力を気にしているなら、「はりがみ」をして欲しい。

## 浪速区役所や関係部署からの回答

平成29年7月19日

エレベーターの駆動および1号機・2号機の連動について、保守業者へ確認させていただきました。

常に連動した駆動を行っており、利用される方の視覚的には非効率と思われるような駆動があっても、各階で上下ボタンを操作したタイミング等で機会が自動判定して効率的な動作が行われているとのことでした。

また、一定時間利用がない状況が続きますと、来庁者の方が利用されやすいよう、2台のうち1台は1階に自動配置される設定となっています。

ただし、浪速区役所につきましてはエレベーター利用頻度が高いため、開庁時間に自動配置にいたることは、まれであるということでした。

電力に関しましては、常に庁舎各設備の節電に取り組んでいますが、今回、ご意見いただきましたエレベーターにつきましては、特段駆動を制限するような設定は行っていません。